

堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則

堺市市税条例施行規則（平成12年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第4号中「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加える。

第6条を次のように改める。

(条例第29条第5項の規定による市民税の減免の取消し)

第6条 条例第29条第5項の規定による減免の取消しは、同条第1項第2号、第3号又は第8号の規定に該当しなくなった日以後に納期限が到来する納期に係る税額（特別徴収に係るものにあつては、その日が属する月の翌月以後の税額）について行うものとする。

第8条第1号の表中「損害の程度が」を「被害面積が当該土地の面積の」に改め、同条第2号の表を次のように改める。

損 害 の 程 度	割 合
全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、若しくは復旧不能のとき、又は主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき。	免除
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき。	6割
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	4割
上欄に掲げる場合で、当該家屋の価格の10分の1以上10分の2未満の価値を減じたとき。	2割

第8条第3号の表中「10分の4以上」の次に「10分の6未満」を、「10分の2以上」の次に「10分の4未満」を、「10分の1以上」の次に「10分の2未満」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号の表の適用については、罹災証明書（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定するものをいう。）における被害の程度その他これに類すると市長が認めるものを、それぞれ相当すると市長が認める同表左欄に掲げる損害の程度とみなすことができる。

第12条第2項中「の規定により読み替えられて適用される」を「において読み替えて準用する」に改め、同条第3項中「ついて」の次に「自治会活動に関する事務の」を加える。

第24条第1号の3の次に次の1号を加える。

(1の4) 災害等による期限の延長申請書 様式第1号の4 (条例第5条関係)
第24条に次の1号を加える。

(34) 大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額に関する申告書
様式第34号 (条例附則第3条の10関係)

様式第1号の3の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

様式第5号中「第30条第3項(第43条第4項、第63条第3項又は第94条の2第3項)
を「第30条第4項(第43条第4項、第63条第3項又は第94条の2第3項)」に改める。

様式第18号(甲)から様式第18号(丙)までの規定中「条例第56条第1号の原動機
付自転車」の次に「(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1
項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)」を加える。

様式第18号の2の備考3中「第1条第1項第13号の6の」を「第1条第1項第13号
の6に規定する」に改める。

様式第20号中

・原付(50cc・90cc・125cc以下)	・二輪の小型	を
・軽自(二輪・三輪・四輪乗用・四輪貨物)	・その他()	
・原付(50cc・90cc・125cc以下)	・特定原付	に
・軽自(二輪・三輪・四輪乗用・四輪貨物)	・その他()	

改める。

様式第33号の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定並びに次項
の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 この規則による改正後の堺市市税条例施行規則(以下「新規則」という。)第5条及び
第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分
までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 新規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後に発生する災害に係る固定資産税の
減免について適用し、同日前に発生した災害に係る固定資産税の減免については、なお従
前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定(様式第20号に限る。)により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

災害等による期限の延長申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）
 氏名（名称）
 （代表者氏名）
 電話番号

堺市市税条例第5条第4項の規定により、次のとおり申請します。

① 期限の延長を受けようとする手続	税目	税
	手続の名称	
	年度（期・月）	年度（第 期・ 月分）
	事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
	税額	円
② ①の本来の期限		年 月 日
③ 災害その他やむを得ない理由が生じた日		年 月 日
④ 災害その他やむを得ない理由がやんだ日		年 月 日
⑤ 希望する延長後の期限		年 月 日
⑥ 期限の延長を必要とする理由		

注意

- 1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由がやんだ後、速やかに提出してください。
- 2 ⑤欄には、④欄の年月日から2か月以内の年月日を記入してください。
- 3 ⑥欄に記載した事由を証明する書類を添付してください。

大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額に関する申告書

年 月 日

堺市長 殿

納税義務者 住所(所在地) _____

氏名(名称) _____

電話番号 _____

① 区分 (該当項目に○印を付けること。)	1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第1項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション		
	2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する管理計画認定マンション		
② マンション名及び号室	(複数棟ある場合、今回工事が行われた棟名： _____)		
③ 家屋の所在	_____		
④ 家屋番号	_____	⑤ 家屋の建築年月日	年 月 日
⑥ 種類	_____	⑦ 床面積	m ²
⑧ 家屋の登記年月日	年 月 日	⑨ 今回の工事完了日	年 月 日
備考			

注意

- 1 次に掲げる書類を必ず添付してください。
 - (1) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事が行われた旨を証する書類
 - (2) この工事より前に大規模の修繕等に係る工事が1回以上行われた旨を証する書類
 - (3) 建物の専有部分の数が10以上であることを証する書類
 - (4) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類
 - ア ①1に該当する場合 助言又は指導が特定計画に係るものであり、かつ、当該特定計画が基準に適合することを証する書類
 - イ ①2に該当する場合 管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し及び資金計画が基準に適合することを証する書類
- 2 今回の大規模の修繕等に係る工事が完了した日から3か月以内にこの申告書を提出してください。提出が遅れたことにやむを得ない理由があるときは、備考欄にその旨を記載してください。